

(3) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る和解について、次のとおり専決処分をする。

平成29年4月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る和解について

鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等について、次のとおり和解する。

1 和解の相手方

借受者 鳥取市 個人

利害関係人 鳥取市 個人

2 和解の要旨

和解の相手方は、連帯して271,418円（内訳 育英奨学資金の未返還額206,000円、延滞金58,320円、支払督促申立手続費用5,598円、追納手数料1,500円）を平成29年4月から全額返還するまでの間、毎月月末までに10,000円ずつ（最終支払月にあっては1,418円）県に支払うこと。

3 和解の理由

次の理由から、県として受け入れることができる内容であると判断したため。

- (1) 和解の相手方の経済状況からみて、未償還金を一括返還することが困難であること。

(2) 返還の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。